

公益信託認可ガイドライン案への意見（第6回施行準備研究会）

意見者	項目	意見等
【弥永参与】	＜第1章＞ 信託財産の抛出の時期 について	要求事項を定めても、認可から3か月以内に、相当の財産の信託譲渡が行われず、相当の公益事務が開始されない場合には、それを適時に把握し、簡便に認可を取り消す仕組みがないと実効性がないのではないか。
【大塚参与】	＜第1章P3＞ 「軽量」の定義について	「軽量」の公益信託を定義するに当たっては、規模及び受託者の裁量の大きさが考慮要素となることに異論はない。ただし、具体的な効果との関係では、3つを厳密な要件とするのか、単なる考慮要素とするのかは検討の余地が残る。「軽量」の公益信託について、それ以外のものとは会計のあり方を大きく変えるのであれば、利用者の予測可能性を高め、利用を促進するためにも3つの要件として基準を設定することになるだろうか。なお、利用者の利便性を高めるためには、「軽量」の公益信託のための簡素なガイドラインを作成することもあり得る。
【大塚参与】	＜第1章P5＞ 公益信託関係者の責務 について	ガイドラインに受託者等の責務に関する記載をすることに賛成する。受託者等が、信託行為に表れた委託者の意図を実現する存在であるとともに、公益を実現する存在でもあるという二面性を有する点に公益信託の特徴がある。後者については、資料1P11の①や②に具体化されている。前者について

		も、受託者等の責務として、信託行為等の定めを明確にすること、信託行為等を作成する段階で委託者に適切な説明をすることなどを明記することも考えられる。
【大塚参与】	＜第２章Ｐ７＞ 公益事務の概要について	公益信託認可においては申請書に記載された公益事務の全てが実施されることを前提に審査がなされるのであるから、信託行為に規定された公益事務の全てが実施されなければならない。ただし、事務局提案にあるとおり、公益事務を当初から全て実施するのではなく、段階的に拡大しながら実施することはあり得る。この場合には、段階的に実施する点も含めて審査をすることができるよう、申請書にその旨及びその理由を記載すべきである。
【大塚参与】	＜第２章Ｐ１１＞ 申請書記載事項及び事業報告のイメージについて	公益信託の性質に合わせて修正すべき箇所がある。 ・（表題など）「（公益目的）事業」→「（公益）事務」 ・（３）「財団」→「受託者」など ・（４）「受益者」→「受益対象者」、「助成対象者」など ・（５）「理事会が定める」→「信託行為で定める」など ・（５）「理事会で決定する」→「受託者が決定する」など ・（注２）「変更認定申請」→「変更認可申請」
【大塚参与】	＜第２章Ｐ１９＞ 変更認可事項と変更届	公益事務の内容を一部削除することは、それが公益事務該当性の判断に影響するのであれば、変更認可の対象となる。公益事務の内容を一部削除せずに、受託者が公益事務の一部を実施しないことは合

	出事項について	理的な理由があれば一切許されないものではないが、委託者及び公益信託認可との関係で説明を果たす必要がある。以上の点について事務局提案に賛成する。
【大塚参与】	＜第３章Ｐ１＞ 公益信託の目的について	（30行目）「信託」を通じて「収益事業」に該当する利益を享受すること」が何を指すのかがわかりづらい。少なくとも、受託者が信託財産を株式に投資して運用することは許されるはずである。
【大塚参与】	＜第３章Ｐ３＞ 受託者の能力について （１）	2つ目の○と4つ目の○に示されたルールの内容及びそれら相互の関係がわかりづらいので整理が必要である。例えば、「3か月以内（程度）」と「1年以上先に」の関係はどのようなものをガイドラインの中で具体的に説明してほしい。 6つ目の○について、抽象的にはこれでよいが、個人が住宅ローンを組んでいる場合などを例示したほうがよい。
【弥永参与】	＜第３章Ｐ４＞ 信託財産の分別管理について	混同が生ずるような信託財産については、混同が生じないようにする必要があると考えられる。したがって、たとえば、信託財産である預金が一定額を超える場合には、当該預金は専用口座で管理することを必須とすべきである。また、現代においては、手元に現金を保有する必要性は必ずしも高くないのであるから、合理的な理由があり、かつ、合理的な金額のみが現金として保有されるような体制（内規を含む）を整備することを要件とすべきである。
【大塚参与】	＜第３章Ｐ４＞ 受託者の能力について （２）	4つ目の○について、公益信託の信託財産である旨を表示することについて全ての金融機関が対応しているわけではない現状においては、受託者名のみを表示した口座の開設を許容することに異論はない。ただし、対応可能な金融機関で口座を開設することを推奨するとしてもよいと考える。なお、複数の公益信託を引き受ける場合に限り、受託者名のみを表示した口座の開設を認めないことの理由が

		よくわからない。
【弥永参与】	＜第3章P5＞ 不適正な経理を行わないことについて	ルールや組織的対応策が設けられていても、それが有効に運用されない可能性があることから、受託者が業法などによって規律されている法人などである場合は別として、運用の有効性を信託管理人が、たとえば、毎月、チェックするような仕組みが必要である。受託者の内部統制に信頼をおけるのでなければ、信託管理人の任務が強化されざるを得ないであろう。
【大塚参与】	＜第3章P9～11＞ 受託者の能力について (3)	整理がし切れておらず、わかりづらくなっている。例えば、①どの程度の体制整備が求められるかに関わる要素（軽量な公益信託か否か、奨学金・助成事業か事業運営型かといった公益事務の規模や受託者の裁量の大きさに関わる要素）、②体制が整備されていると評価されるための要素（法人の内部体制の整備、信託管理人や合議制の機関の同意を必要とする旨の信託行為の定め、公益事務に関する明確なルールの存在、共同受託者等の存在など）、③具体的な判断の例（ア～エについては、原則として適正な運営を確保する仕組みがあるものと扱う）と整理できそうである。なお、オは結局一般的な判断基準を示しているだけであり、全体との関係がわかりづらく、削除すべきである。
【弥永参与】	＜第3章P10＞ 適正な運営を確保する 仕組みについて	軽量でない公益信託については、ウまたはエをあてはめないというのではないと、ウ及びエを軽量な公益信託について定めることの意義はないように思われますが、このような理解でよいでしょうか。このような理解でよければ、軽量でない公益信託については、アまたはイにあたらないときは、オにより、個別に判断するということになりますでしょうか。 なお、軽量な公益信託について、比較的簡単な仕組みでよいとする場合には、当該軽量な公益信託については信託管理人の能力・適格性を厳格に審査する必要があるのではないかと思われ、この点を強調すべきではないでしょうか。

【大塚参与】	＜第３章Ｐ１６＞ 信託管理人の能力について	次期信託管理人の選任について、基本的には賛成する。ただし、なお以下がよくわからない。既存公益信託の以降の場合を除き、何らの基準も置かずに受託者が信託管理人を選任することができるかと定めることはできないという意味か。
【大塚参与】	＜第３章Ｐ１７＞ 特別の利益について	公益信託令に関してもう少し詳細に説明しなくてよいか。
【大塚参与】	＜第３章Ｐ２３＞ 信託報酬について （１）	複数の受託者又は信託管理人がいる場合の考え方について事務局提案に賛成する。複数の信託銀行が共同受託する場合などについて例外を設ける点にも賛成するが、それを超えて例外を広く認めるべきではなく、また、例外を認める場合でも、事務局提案どおり、明らかにできない理由及び信託報酬の配分の考え方を示すことを求めるべきである。
【大塚参与】	＜第３章Ｐ２４＞ 信託報酬について （２）	ある費用が費用として支払われるか、報酬に含めて支払われるかを明確に定めておくことが望ましい。事務局提案はそのうち後者の明確化を図るものであり、これに賛成する。
【弥永参与】	＜第３章Ｐ２５＞ 不当に高額について	委託者と受託者との間に特別な関係がある場合に、「著しく高額な利益を得ていると判断される場合には……「不当に高額」に当たると判断することがあり得る。」というのは書き方として弱すぎるのではないか。 「著しく高額な利益」ではなく、単に「高額な利益を得ていると判断される場合には……「不当に高額」に当たると判断することがあり得る。」とするか、 「著しく高額な利益を得ていると判断される場合には……「不当に高額」に当たると判断する。」とすべきである。

		なぜなら、「著しく高額」かを判断するのであれば、その時点で「不当に高額」かを判断しているはずだからである。 実際、公益法人との関係でも、多くの資金を拠出した(拠出する)者の家族・親族(場合によっては本人)が、当該公益法人から、その職務や当該者の経験等に照らすと多額の報酬・給与等を得ているという事案が存在するといわれており、このようなことは適切とは考え難い。
--	--	---